○厚生労働省告示第百七十号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百七十一条、第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条並びに附則第三条第二項及び附則第四条第一項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）附則第三条第一項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）附則第二条第二項及び附則第三条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）附則第三条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号中「障害者自立支援法施行令附則第十一条に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百三十六号）」を「障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）」に改める。

○厚生労働省告示第百七十一号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項（同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第2の4の注1を次のように改める。

注1　イについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の2第1項第2号及び第3号に掲げる者（以下「中間所得者」という。）の施設給付決定（法第24条の3第4項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

別表第2の4の注2中「第27条の11第1項第2号から第4号まで」を「第27条の2第1項第4号」に改める。

○厚生労働省告示第百七十二号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）第二十条第四項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第四項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十五条第四項の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号イを次のように改める。

イ　食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定知的障害児施設等に通う障害児に係る施設給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者については、食材料費に相当する額とすること。

○厚生労働省告示第百七十三号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号イ中「附則第七条第一号」を「附則第十一条の二第一号」に、「同条第二号に規定する就労収入」を「工賃（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第四十四条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入」に改める。

別表第二の二の項中「第十七条第一項第二号から第四号まで」を「第十七条第一項第四号」に改める。

附則を次のように改める。

平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第一項第四号」とあるのは、「第十七条第一項第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第百七十四号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則の表中「第十七条第一項第二号から第四号まで」を「第四十二条の四第一項第二号から第四号まで」に改める。

附則中「第十七条第一項第二号」を「第四十二条の四第一項第二号」に、「第十七条第一項第一号」を「第四十二条の四第一項第一号」に、「第三十八条の二」を「第二十六条の二」に改める。

○厚生労働省告示第百七十五号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号イ中「第五十一条の六第一号」を「第五十一条の七第一号」に、「同条第二号に規定する就労収入」を「賃金その他の就労による収入」に改める。

別表第一中「第二十七条の二第一項第二号から第四号まで」を「第二十七条の二第一項第四号」に改める。

附則を次のように改める。

平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第一項第四号」とあるのは、「第十七条第一項第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第百七十六号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則の表中「第二十七条の十一第一項第二号から第四号まで」を「第二十七条の十一第一項第四号」に改める。

附則を次のように改める。

平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第一項第四号」とあるのは、「第十七条第一項第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第百七十七号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、障害者自立支援法施行令附則第十一条第一項に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百七十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の利用者